

幸手駅東口周辺「放置禁止区域」

今月から放置自転車等の

撤去を行います

市では「幸手市自転車等の放置防止に関する条例（平成21年4月1日施行）」に基づき幸手駅東口周辺地域において、自転車や原動機付自転車の放置を防止するために、下図のとおり「放置禁止区域」を定めました。区域内では今月から係員が巡回し、放置された自転車などを発見した場合、警告のうえ撤去しますので、ご理解とご協力をお願いします。

巡回・撤去を実施

「放置禁止区域」では今月から週3回ほど係員が巡回し、放置された自転車などにシールを貼って警告します。そして、つぎの巡回日に

引き続き放置されていた場合は、その場で撤去します。放置された自転車などがチェーン鍵でフェンスなどに固定されている場合は、切断のうえ撤去します。この場合、切断したチェーンの弁償はしません。

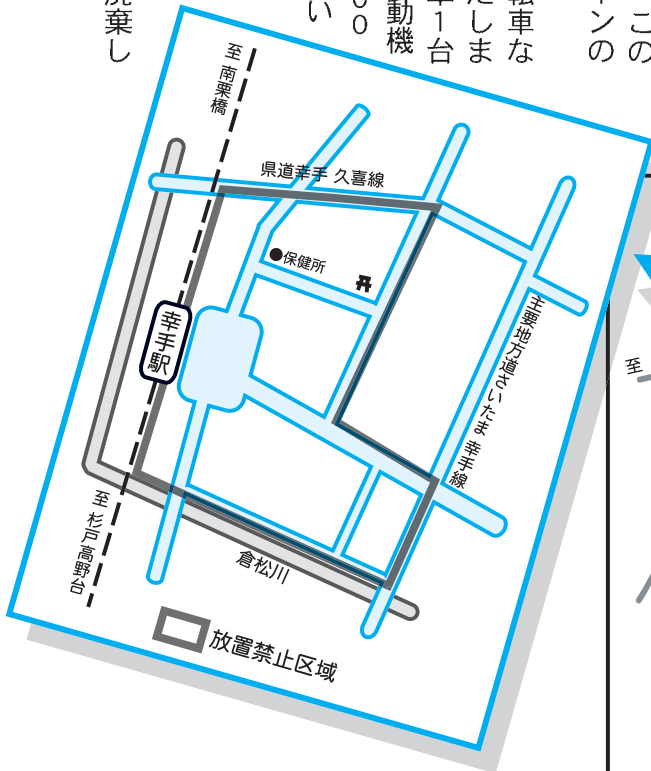
なお、撤去した自転車などは所有者に返還いたしますが、その際に自転車1台につき1000円、原動機付自転車1台につき2000円の手数料を納めていただきます。

また、所有者の現れない自転車などは処分の手続きを行い、3か月以上経過した後には廃棄します。

自転車の返還方法

自転車などを放置し、撤去されてしまった人は、所定の日に手数料、印鑑、自転車などの鍵、身分証明書

（運転免許証・学生証・保険証など）を持参して放置自転車保管場所（旧栄中学校）までお越しください。なお、所有者であることが確認できない場合などは、引取りを



▲放置禁止区域図

放置自転車保管場所 ▶



自転車の盗難にご注意ください

最近、市内では自転車の盗難が増加しています。つぎの点に注意して、盗難被害を防ぎましょう。

- ① 鍵を2つ以上取り付ける
- ② 持ち主がわかるよう氏名や連絡先を記入し、防犯登録をする
- ③ 短時間でもきちんと施錠する
- ④ 自転車置き場や駐輪場以外の場所に駐輪しない

なお、自転車などの盗難は必ず幸手警察署に通報してください。

問合せ・通報 幸手警察署
☎(42)0110

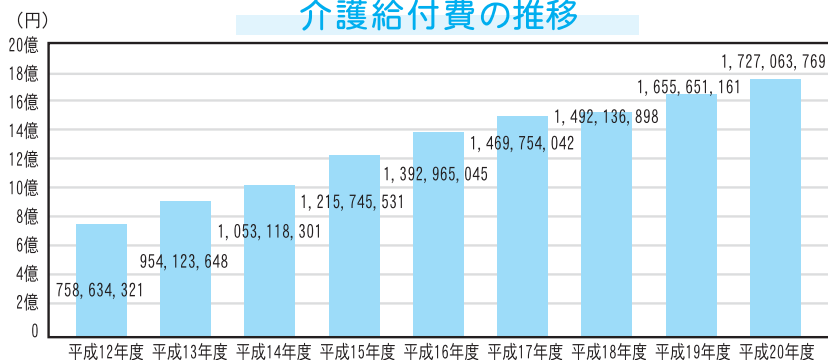
お断りすることもありますので、ご注意ください。
また、撤去した自転車などが盗難の被害品であった場合は、幸手警察署に引き渡します。
返還受付日時 毎週日曜、火曜、木曜午前9時～11時、午後2時～4時（年末年始を除く）
問合せ くらし安全課 ☎(43)1111 内線172・FAX(44)0257

介護保険の給付適正化の 取組みについて

市では、訪問介護や通所介護、特別養護老人ホームなどの施設を利用する人の増加に伴い、左記のグラフのとおり、年々保険給付費が増加しています。

このような状況を踏まえ、介護が必要となった高齢者が、適正に認定されて適切なサービスを受け、事業者が適正にサービスを提供できるよう、「介護給付適正化事業」に取り組んでいます。

介護給付費の推移



主な取り組み

▼ケアプランの点検

介護サービスを提供するために、適切なケアプランが必要な過程を経て作成されているかなど、ケアプランの点検を行います。

▼住宅改修、福祉用具購入・貸与に係る現地調査

利用者のニーズに対して適切に給付がされるよう、調査を行います。

▼医療情報との突き合わせ・縦覧点検

適正な給付を確認するため、医療給付情報と介護給付情報との突き合わせおよび被保険者ごとの給付情報の点検を行います。

▼介護給付費通知

利用したサービスの内容や支払った費用について、被保険者自らが確認することにより、適正なサービス利用の意識啓発を図ります。

介護保険の居宅サービスを受けているみなさんに、年に4回(6月・9月・12月・3月)「介護給付費通知書」を郵送します。この通知書には、事業所からの請求に基づき、被介護者ごとに過去3か月分のサービス内容や利用回数について記載されています。サービス事業所から介護費用が請求されていない場合には、そのサービス利用についての記載はありません。

この通知書が届いた場合は、今まで受けられたサービス内容を確認していただき、間違いや疑問などがありましたら介護福祉課までお問い合わせください。

市では、介護保険事業が、適正に運営されるよう取り組んでまいりますので、みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。

問合せ 介護福祉課 ☎(42) 8444

要介護認定・要支援認定を 申請されるみなさんへ

▼10月より要介護認定の調査方法を一部見直し

※要介護認定の仕組みそのものが変わるわけではありません。

平成21年4月に、認定結果のバラツキを是正することを目的として、調査項目や内容など要介護認定の見直しが行われ、認定調査の際に、日頃の状態をより重視することや一部の調査項目の判断基準が見直されました。

このことから、日頃の状況について詳しく伺いする場合がありしますので、ご協力をお願いします。

この新たな方法は、10月1日以降に申請された人から適用されます。

▼よくある質問

Q 今回の見直しは、なぜ行われたのですか？

A 認定調査の一部の項目について、日頃の状態をより重視することとする

など、調査項目の考え方が一部変更されたからです。

Q 更新申請を行う際に、更新前の要介護度を選択できませんか？

A 10月以降に要介護認定申請を行った場合は、実際の判定結果をもって要介護度が決定されます。

Q 要介護認定の有効期間終了前でも再度申請をすることはできますか？

A 要介護認定の判定結果が、申請者の実情と一致していないと思われる場合、例として「要支援1」、「要支援2」または「要介護1〜5」と判定された人は有効期間終了前であっても区分変更申請を行うことができます。また、「非該当」と判定された人は、再申請を行うことができます。

問合せ 介護福祉課 ☎(42) 8444